

## 高額医療・高額介護合算制度について

### ◆高額医療・高額介護合算制度とは?

問 福祉課保険年金係 ☎ 92-7934  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0952-64-8476  
鳥栖地区広域町村圏組合介護保険課 ☎ 81-3315

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費等を除く）を合計し、負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

基準日（令和7年7月31日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方のうち、高額医療・高額介護合算制度の支給対象と思われる世帯には、2月下旬に申請の案内を送付しますので、福祉課保険年金係まで申請してください。

#### ▽支給額

医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）を合算した額から上表の【世帯の負担限度額（令和6年度分）】を差し引いた額が支給されます。ただし、支給額が500円を超えない場合は支給されません。また、特定福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、差額ベッド代等の保険外費用は合算対象になりません。

◆次に該当する方には、申請の案内ができない場合がありますので、上記の制度内容を参考にして支給対象となるか確認してください。

合算対象期間（令和6年8月～令和7年7月）に、転入や転出、町内転居、世帯分離等の世帯の異動をされた方

- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方
- ・他の健康保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた方

#### 【時効についての留意点】

高額介護合算療養費は基準日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行なってください。

### 【世帯の負担限度額（令和6年度分）】

後期高齢者医療保険または 国民健康保険（70～74歳） + 介護保険		国民健康保険（70歳未満） + 介護保険	
区分	限度額	区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円	所得が901万円を 超える	212万円
課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円	所得が600万円を 超え901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円	所得が210万円を 超え600万円以下	67万円
一般	56万円	所得が 210万円以下	60万円
低所得Ⅱ	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得Ⅰ	19万円		

※令和6年8月から令和7年7月までの12か月間が合算対象期間になります。

※区分は、基準日（令和7年7月31日）現在における加入医療保険での高額療養費の区分を適用します。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険「医療費のお知らせ」通知の送付について

問 福祉課保険年金係 ☎ 92-7934  
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方へ、毎年「医療費のお知らせ」通知を郵送しています。令和7年度の通知の郵送時期と、記載の対象となる診療月は次のとおりです。

確定申告等の医療費控除の手続きをする際は、医療費控除の明細書【内訳書】に記入することが必要ですが、このお知らせを添付することで、明細書の記入を省略できます。



通知	国民健康保険	後期高齢者医療保険
1回目	令和7年8月初旬 (令和7年1月～4月診療分)	令和7年11月下旬 (令和7年1月～8月診療分)
2回目	令和8年2月初旬 (令和7年5月～10月診療分)	令和8年2月下旬 (令和7年9月～12月診療分)
3回目	令和8年3月初旬 (令和7年11月～12月診療分)	